

住宅用火災警報器の設置義務化について

諏訪広域消防富士見消防署

一般住宅での火災警報器の設置が義務化されました

平成16年6月に消防法が改正され、一般住宅、共同住宅（アパート等）に住宅用火災警報器の設置が義務化されました。

これは、建物火災による死者の約90%が住宅火災によるもので、平成15年には全国で1000人を超えました。

その多くが「逃げ遅れ」によるものです。

また、死者の約60%が65才以上の高齢者でした。

これらを踏まえ、火災をいち早く発見し警報を発して危険を知らせることで、避難をより早く行うことがねらいです。

米国、英国では既にこの住宅用火災警報器の設置が義務付けられており、住宅火災での死者が半減するなど大きな効果を上げています。

いつから設置が必要になるのか・・・

新築の住宅等・・・平成18年6月1日から義務化されます。

既存の住宅等・・・平成21年6月1日から義務化されます。

（既存の住宅等とは平成18年6月1日に既に建築済み又は新築、増築、改築等の工事中の住宅等をいいます。）

住宅用火災警報器とは・・・

天井や壁に取付け、火災による煙や熱を感知し、音で警報を発し、居住者に危険を知らせるもので、いくつかの種類があります。

感知する方法により大きく分けて2種類あります。

煙式警報器・・・煙を感知して警報を発する
（寝室、廊下、階段等に適する）

熱式警報器・・・熱を感知して警報を発する
（台所、火を使う場所に適する）



煙式警報器（天井用）



熱式警報器（天井用）



煙式警報器（壁掛用）

電源は

電池タイプ（電池が本体に内蔵され配線が不要、取付けはネジ2本で可能）

100Vタイプ（コンセント差込タイプと配線工事による取付けタイプ）

購入方法は・・・

お近くの電気店、ホームセンター、消防用設備取扱店で購入できます。

電池タイプはご自分で取付け出来ますが、100Vタイプで配線工事が必要な場合は購入したお店にご相談下さい。

また、さまざまなメーカーの住宅用火災警報器が出回っていますが、購入の目安として日本消防検定協会のNSマークがついているものを選びましょう。市場価格は、1個、約5,000円から1万数千円です。

↓日本消防検定協会NSマーク



悪質な訪問販売にご注意・・・

この制度化に伴って、訪問販売等による不適正販売が懸念されています。

悪質な訪問販売には十分ご注意ください。